



情報(第 134 号)



令和 3 年 9 月 10 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦/和田 秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:https://ginza-syaroushi.com/

黄金色に染まる棚田：周南市中須北（令和 3 年 9 月 4 日）

標準報酬制度の意義



1 社会保険の特色

国家が強制的に徴収する代表的なものには、税金（国税・地方税、多くの税目があります）、社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）、労働保険料（労災保険料・雇用保険料）があります。

この中で、社会保険料のみ、標準報酬制度を採用しており、ひとときわ特色あるものとなっています。今号よりこの解説を連続して行います。

2 標準報酬制

標準報酬は、次表のとおり、標準報酬「月額」と標準「賞与」とに分かれています。

区分	内容
標準報酬月額	すべての被保険者に実際に支払われる報酬に基づき仮定的に設けた報酬。巻末一覧表を参照。
標準賞与	実際に支給される賞与額の千円未満の額を切り捨てたもの。健康保険では、年間上限額が 573 万円、厚生年金保険では、支給 1 回につき、150 万円が上限。

3 標準報酬制が採用されている理由

何故、標準報酬制を採用したかは次のとおりで、一口にいうと、保険給付の実効性確保と事務手続きの簡素化といえます。

(1) 傷病手当金受給の場面

健康保険では、私傷病によって会社を休み、賃金が支給されないときは、傷病手当金という現金給付が受けられます。例えば、採用されて 1 週間後にコロナに罹患して 14 日間休業したとしましょう。傷病手当金は、被保険者が受ける報酬の約 67%を保障するものであるところ、1 か月の賃金の支給がない時点です。採用時の資格取得届によって標準報酬月額を決定しますから、それによって保障がされます。

(2) 保険料徴収の場面

保険料は被保険者が受ける報酬に応じ、毎月、徴収される場所、日本年金機構が常に被保険者の報酬を把握することは不可能です（厚生年金保険の被保険者は約 4,042 万人、令 3.3 末）。そこで予め標準報酬月額を把握しておくことにより、事業所ごとの保険料額を決定できます。

(3) 給与からの保険料控除場面

実報酬に保険料率を掛けるとなれば、毎月、保険料額が異なり手間を要します。標準報酬月額を予め決めておけば、同じ保険料額を控除していけばよいのです。

(4) 標準賞与

過去、社会保険料は賞与からは控除対象となっていなかった。すると、年

間報酬の半分を賞与とする会社が出てきて、公平性を欠くとの問題が生じ、賞与からも同じ保険料率で徴収することに移行したのです(総報酬制と呼びます)。

4 標準報酬月額 の考察

巻末の一覧表をご覧ください。例えば、報酬が 23 万円以上、25 万円未満である方は「240 千円」、少し高い方で、425 千円以上、455 千円未満である方は「440 千円」というように、一定範囲でグルーピングし、標準報酬月額を決定します(その意味で仮定的報酬となります)。

すると、後者の例では、425,000 円の給与の方と 454,900 円の方は、29,900 円の差があるものの同じ 440 千円と決定されます。実報酬に応じて法律で決められた枠に納まることから運不運があることは否めません。そういう運不運を排除してでも標準報酬月額が全体的に制度運営を合理的なものにするとの政策判断です。

5 どっちが不運？

前項後者の例では、425,000 円の給与の方は、440 千円分の高い保険料を払うことになり、454,900 円の方は逆に低い保険料を払うことになります。それって前者が不運と思われがちながら、傷病手当金では高い受給金額となりますし、将来の老齢厚生年金も高い額に反映していきます。要するに高い保障に入っているといえるわけです。

事業主が半額を負担してくれるわけですから、実報酬より高い標準報酬月額に位置付けされると運がよいのです。事業主にはご負担をおかけしております。

6 標準報酬の通知(認識)

当職は、標準報酬(特に標準報酬月額)は被保険者の背番号と紹介しています。この標準報酬によって保険料が徴収され、保険給与が決定されることから、とても重要な情報となります。ところが、この背番号を知らない方が多数です。

標準報酬月額は、通常、毎月変わるものではなく、採用時又はその後の変更時に事業主は被保険者へ通知すべきことになっています。そして、この通知をしないときは、罰則規定も設けられています(6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金)。

給与明細書に記載できれば良いでしょう。

7 標準報酬の把握

各自の標準報酬を知るにはどうしたらよいでしょうか。

ねんきん定期便で確認する外、いつでも年金事務所において自己の記録を出力した年金記録を取得することができます。これを機会にお試してください。

当法人では定時決定時に独自の標準報酬通知サービスを展開しています

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦/和田秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

(別表)

令和3年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和3年3月分～ 適用
 ・介護保険料率:令和3年3月分～ 適用
 ・厚生年金保険料率:平成29年9月分～ 適用
 ・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～ 適用

(山口県)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
等級	月額			10.22%		12.02%		18.300%※	
		円以上	円未満	金額	折半額	金額	折半額	金額	折半額
1	58,000	~	63,000	5,927.6	2,963.8	6,971.6	3,485.8		
2	68,000	63,000	73,000	6,949.6	3,474.8	8,173.6	4,086.8		
3	78,000	73,000	83,000	7,971.6	3,985.8	9,375.6	4,687.8		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,993.6	4,496.8	10,577.6	5,288.8	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	10,015.6	5,007.8	11,779.6	5,889.8	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,628.8	5,314.4	12,500.8	6,250.4	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	11,242.0	5,621.0	13,222.0	6,611.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	12,056.8	6,029.8	14,183.6	7,091.8	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,871.2	6,438.6	15,145.2	7,572.6	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,684.8	6,847.4	16,106.8	8,053.4	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,512.4	7,256.2	17,068.4	8,534.2	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	15,330.0	7,665.0	18,030.0	9,015.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	16,352.0	8,176.0	19,232.0	9,616.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	17,374.0	8,687.0	20,434.0	10,217.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	18,396.0	9,198.0	21,636.0	10,818.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	19,418.0	9,709.0	22,838.0	11,419.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	20,440.0	10,220.0	24,040.0	12,020.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	22,484.0	11,242.0	26,444.0	13,222.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	24,528.0	12,264.0	28,848.0	14,424.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	26,572.0	13,286.0	31,252.0	15,626.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	28,616.0	14,308.0	33,656.0	16,828.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	30,660.0	15,330.0	36,060.0	18,030.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	32,704.0	16,352.0	38,464.0	19,232.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	34,748.0	17,374.0	40,868.0	20,434.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	36,792.0	18,396.0	43,272.0	21,636.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	38,836.0	19,418.0	45,676.0	22,838.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	41,902.0	20,951.0	49,282.0	24,641.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	44,968.0	22,484.0	52,888.0	26,444.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	48,034.0	24,017.0	56,494.0	28,247.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	51,100.0	25,550.0	60,100.0	30,050.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	54,166.0	27,083.0	63,706.0	31,853.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	57,232.0	28,616.0	67,312.0	33,656.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	60,298.0	30,149.0	70,918.0	35,459.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	63,364.0	31,682.0	74,524.0	37,262.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	66,430.0	33,215.0	78,130.0	39,065.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	69,496.0	34,748.0	81,736.0	40,868.0		
37	710,000	695,000	730,000	72,562.0	36,281.0	85,342.0	42,671.0		
38	750,000	730,000	770,000	76,650.0	38,325.0	90,150.0	45,075.0		
39	790,000	770,000	810,000	80,738.0	40,369.0	94,958.0	47,479.0		
40	830,000	810,000	855,000	84,826.0	42,413.0	99,766.0	49,883.0		
41	880,000	855,000	905,000	89,936.0	44,968.0	105,776.0	52,888.0		
42	930,000	905,000	955,000	95,046.0	47,523.0	111,786.0	55,893.0		
43	980,000	955,000	1,005,000	100,156.0	50,078.0	117,796.0	58,898.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	105,266.0	52,633.0	123,806.0	61,903.0		
45	1,080,000	1,055,000	1,115,000	111,398.0	55,699.0	131,018.0	65,509.0		
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	117,530.0	58,765.0	138,230.0	69,115.0		
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	123,662.0	61,831.0	145,442.0	72,721.0		
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	129,794.0	64,897.0	152,654.0	76,327.0		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	135,926.0	67,963.0	159,866.0	79,933.0		
50	1,390,000	1,355,000	~	142,058.0	71,029.0	167,078.0	83,539.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。
 加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.22%)に介護保険料率(1.80%)が加わります。
- ◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
 4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
 35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
- ◆令和3年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。